

○内閣府告示第千四百十六号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二十九条第二項第二号の規定に基づき、指定活用団体が預金をすることができ金融機関を次のように指定する。

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行
- 三 全国を地区とする信用金庫連合会
- 四 全国信用協同組合連合会
- 五 労働金庫連合会
- 六 株式会社商工組合中央金庫